

J R 小浜線団体乗車券購入費助成金交付要綱

〔平成18年3月3日〕
告示第 99 号

改正 平成27年4月1日告示第114号

(目的)

第1条 この要綱は、J R 小浜線等の鉄道を利用した旅行等を行う団体等に対し、助成金を交付することにより、J R 小浜線の利用促進と町の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金交付の対象者は、町内に住所を有する者もしくは町内の事業所等に勤務している者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、8名以上で構成するグループ及び団体が、J R 若狭本郷駅で団体乗車券を購入し、J R 鉄道を利用してグループ及び団体旅行を行う事業とする。ただし、学生団体及び特別企画の割引乗車券等を利用した団体等の事業は対象外とする。

(助成率等)

第4条 事業の助成率は、団体乗車券購入費（団体割引後の額）の20パーセントとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体等の代表者は、団体乗車券購入費助成金交付申請書（別記様式）に必要事項を記載し、J R 若狭本郷駅の購入証明を受けて、町長に提出するものとする。

(交付時期)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、申請者の指定する金融機関（ただし、郵便局を除く。）に口座振替の方法により助成金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前のJR小浜線団体乗車券購入費助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成27年4月1日告示第114号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前のJR小浜線団体乗車券購入費助成金交付要綱別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(別記様式)

J R 小浜線団体乗車券購入費助成金交付申請書

		年	月	日
お お い 町 長 様				
申請者		住 所		
		勤 務 先 <small>(町外の方のみ)</small>		
氏 名		印		
電話番号				
<p>私は、下記のとおり、J R 若狭本郷駅で J R 小浜線団体乗車券を購入し、J R 小浜線を利用しますので、J R 小浜線団体乗車券購入費助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、助成金の交付を申請・請求します。</p>				
		記		
1	団体乗車券購入年月日	年	月	日
2	利 用 区 間	() 駅 ~ () 駅		
3	利 用 の 状 況	往復・片道 (いずれかを○で囲んでください。)		
		大人 () 人 子供 () 人		
4	団体乗車券購入費	円		
5	助成金申請及び請求額	円 (団体乗車券購入費 × 20%)		
<p>私が、おおい町から交付される見出しの助成金については、下記の口座へ振り込んでください。</p>				
1	金 融 機 関 名	銀行・金庫	支店	
		農協・漁協	支店	
2	預金種別・口座番号	普通・当座	口座番号	
		ふりがな	
3	口 座 名 義 人			

※以下の欄には記入しないでください。

JR	上記のとおり団体乗車券を購入したことを証明します。
証	年 月 日
明	
欄	発行者名 印

【助成金の交付について】

- ① J R 若狭本郷駅で、8 人以上の団体等が J R 小浜線を利用して旅行等のために団体乗車券を購入された場合に、その団体乗車券購入費 (団体割引後の金額) の 20% を助成します。
- ② この申請書は、購入証明の日から一年以内に役場担当課へ申請してください。
- ③ 助成金は、申請日の翌月下旬に、申請のあった口座に振り込みます。
- ④ 不明な点は、おおい町役場担当課 (TEL 77-1111) へお問い合わせください。